

「（仮称）第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」策定方針

1 背景・計画策定の趣旨

- こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の急速な変化
（少子高齢化の進展や核家族化、人口減少社会到来等の社会状況の変化、若い子育て世代の流入・流出、共働き世帯の増加など）
- 児童虐待、いじめ、不登校やニート・ひきこり、非行、犯罪被害、ヤングケアラーなど困難を抱えるこども・若者や、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しており、こども・若者や子育て家庭が孤立しないように、地域が寄り添い、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められる
- こども基本法の施行、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱が策定され、国が掲げる全てのこども・若者が、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などが求められる

子育て世帯が抱える“不安感”や“負担感”を踏まえ、子育てに見通しと安心感をもてるよう、教育分野、関連する他分野の行政計画や施策と連携しながら、対応すべき課題と取り組むべき施策を整理し、こども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進するため、市民にわかりやすく、伝わりやすい計画として、

「（仮称）第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」を策定する

2 名称

「（仮称）第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」

「こども」の表記について、国の通知（「こども」表記の推奨について（依頼））に基づき、平仮名表記の「こども」を用いる。

「（仮称）第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」策定方針

3 構成等

概ね、次の内容を記載する方向で策定作業を推進

- （１）総論（策定の背景・趣旨、計画の位置づけ、構成、計画の期間、対象、本市の社会状況、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況、基本理念・基本的な視点・施策の方向性など）
- （２）各論（施策の展開、各種計画の量の見込みと確保方策、計画の進行管理など）

計画の位置づけ

- ・ こども施策に関する各種計画の基本理念や基本的な考え方を継承しつつ、「川崎市総合計画第4期実施計画」との整合性を図りながら、「かわさき教育プラン」をはじめとした、こども施策に関連する分野別計画と連携し、**本市のこども施策全体が把握できる計画**とする
- ・ 令和5年度に閣議決定された国の「**こども大綱**」を踏まえた「**川崎市こども計画**」として策定する

計画の期間

- ・ 「川崎市総合計画第4期実施計画」との整合性を図るため、**令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間**とする
- ・ 令和6年度に第6章改定版として策定した子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、計画期間が同じ令和11（2029）年度までであることをふまえ、乳児等通園支援事業等の項目追加など必要な時点更新を行う

次期プランにおいて重点的に取り組むことが必要と考えられる事項

ア 地域社会全体で子育てを応援する環境づくり

- ✓ 周産期～就学前～学齢期を通じ、ライフステージに応じた支援策等の効果的な情報発信
- ✓ DXを活用した利便性向上や、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりの推進

イ こども・若者が自分らしくすこやかに成長できる環境づくり

- ✓ こども基本法やこども大綱を踏まえたこども・若者の意見聴取等の取組の推進
- ✓ こどもがすこやかに成長するためのこどもの発達段階に応じた居場所づくりの推進

ウ 安全・安心に子育てできる環境づくり

- ✓ こども・若者や子育て世帯が抱える不安や課題に早期に対応するための関係機関連携・支援体制の強化
- ✓ こども・若者を取り巻く個別課題（こどもの貧困・児童虐待・困難を抱えるこども・若者など）への的確な対応

「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定方針

4 包含予定の各種計画

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等	策定指針等
市町村子ども計画	こども大綱・都道府県こども計画を勘案して作成する計画	こども基本法 第 10 条	こども大綱
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26年内閣府告示第 159 号）
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2	
成育医療等に関する計画	妊産婦を含めた成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進するための計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例	
社会的養育推進計画	子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号）	
放課後児童対策パッケージ	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号）	

「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定方針

5 策定推進体制

（1）川崎市子ども施策庁内推進本部会議（庁内）

「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定に関する事項は、子ども・子育て支援に関する各種施策を総合的に推進するため、市長を議長として関係局で構成した「子ども施策庁内推進本部会議」において策定を進める

（2）審議会からの意見聴取及び助言

「川崎市子ども・子育て会議条例」で「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する事項は、「子ども・子育て会議」の所掌となっているほか、これまでも子ども施策の推進に関する事項については、「子ども・子育て会議」から意見や助言をいただきながら、施策を推進してきたことから、「子ども・子育て会議」からの意見等を踏まえて策定を進めることとする。

6 スケジュール

R6.11月	子ども・若者調査開始
R7.4月	文教委員会報告（子ども・若者調査結果） 子ども・若者調査集計結果公表
5月	文教委員会報告（子ども・若者の未来応援プラン策定方針） 「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン策定方針」の策定
7月	子ども・子育て会議計画推進部会（年度評価）
8月	「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価（令和6年度）公表
10月	子ども・子育て会議計画推進部会

11月	文教委員会報告（子ども・若者の未来応援プラン素案、パブリックコメント） 「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン素案」の策定・公表 子ども・子育て会議総会
11月下旬～ 12月下旬	素案パブリックコメントの実施
2月	文教委員会報告（パブリックコメント結果、子ども・若者の未来応援プラン案） 「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン案」の公表
3月	子ども・子育て会議総会 「（仮称）第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定・公表